



自動車税（府税）

■納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。
 自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。
 自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。
 なお、軽自動車などは、軽自動車税（市町村税）が課税されます（20ページ参照）。

■納める額

自動車の種別、用途、総排気量などによって税率（年税額）が定められています。

なお、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

●月割計算による課税

年税額

×

登録月の翌月から3月までの月数

12

=

月割税額

（100円未満の端数金額は切り捨てる）

●月割計算による還付

年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

●税額表【乗用車】

種別	税率（年額）	
	営業用	自家用
1リットル以下	7,500円	29,500円
1リットル超 1.5リットル以下	8,500円	34,500円
1.5リットル超 2リットル以下	9,500円	39,500円
2リットル超 2.5リットル以下	13,800円	45,000円
2.5リットル超 3リットル以下	15,700円	51,000円
3リットル超 3.5リットル以下	17,900円	58,000円
3.5リットル超 4リットル以下	20,500円	66,500円
4リットル超 4.5リットル以下	23,600円	76,500円
4.5リットル超 6リットル以下	27,200円	88,000円
6リットル超	40,700円	111,000円

■グリーン化税制

平成14年度から実施されている制度で、環境に配慮した度合いにより自動車税の負担が異なります。

●環境負荷の小さい自動車

新車新規登録をされた次表の自動車について、その翌年度の1年間は軽減された税率が適用されます

	平成22・23年度に自動車を新規登録した場合 （新規登録した翌年度の自動車税が軽減されます）		平成24・25年度に自動車を新規登録した場合 （新規登録した翌年度の自動車税が軽減されます。）	
	燃費基準+25%達成車	燃費基準達成車	燃費基準+10%達成車	燃費基準+20%達成車
燃費性能				
排ガス性能	自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。 ・ガソリン車・LPG車の場合 （平成22年度燃費基準25%向上達成車） ・ディーゼル車の場合 （平成17年度燃費基準25%向上達成車）	自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。 ・平成27年度燃費基準達成車 ※JC08モード燃費値が記載されていない場合は、「平成22年度燃費基準25%向上達成車」と記載	自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。 ・平成27年度燃費基準10%向上達成車 ※JC08モード燃費値が記載されていない場合は、「平成22年度燃費基準38%向上達成車」と記載	自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。 ・平成27年度燃費基準20%向上達成車 ※JC08モード燃費値が記載されていない場合は、「平成22年度燃費基準50%向上達成車」と記載
平成17年排出ガス規制値より75%以上性能のよい自動車				
	税率を概ね50%軽減	税率を概ね25%軽減	税率を概ね50%軽減	税率を概ね50%軽減

※電気自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車は、新規登録した翌年度の自動車税が概ね50%軽減されます。

● 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録（初度登録）から11年を超えているディーゼル車、及び13年を超えているガソリン車（LPG車を含む）の自動車税率が概ね10%高くなります（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車）、一般乗合用バス、被けん引自動車は除く）。

平成24年度分の自動車税について、対象となる自動車は右表のとおりです。

対象自動車	初度登録
ディーゼル車	平成13年3月31日以前
ガソリン・LPG車	平成11年3月31日以前

■ 納める方法

● 申告

自動車を新たに所有することとなったり、譲渡・廃車したりした場合は、自動車税事務所に自動車税申告書を提出しなければなりません。

● 納税

賦課期日（毎年4月1日）に自動車を所有している人は、4月から翌年3月までの1年分の税金（年額）を府から送付される納税通知書（納付書）で、5月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続きの際に自動車税の申告書を提出し、納めます。

● 納付書の交付について

自動車税納付書を窓口で交付する際には、登録番号と車台番号の下4桁を確認させていただきます。

納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の利用について

- ※ 継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける場合に必要な納税証明書は、「自動車税納税通知書兼納付書（領収証書）」等と一連の書類となっており、金融機関等の領収日付印の押印のあるものが使用できます。
- ※ なお、納税証明書に
 - ・前年度以前に、当該自動車について未納の自動車税がある
 - ・当該自動車の検査有効期限が来年度以降に到来するなどの記載があるものは、使用できませんので、ご注意ください。
- ※ この証明書は、車検を受ける際に必要となりますので、自動車検査証とともに大切に保管し、車検時に運輸支局に呈示してください。なお、紛失したときなどは、最寄りの府税事務所又は大阪自動車税事務所各分室で再交付を受けてください。再交付の際には登録番号と車台番号の下4桁が必要になります。
- ※ 道路運送車両法の改正により、平成22年4月1日から、構造等変更検査の際にも納税証明書が必要になりました。

自動車税に関するお問い合わせは「自動車税コールセンター」までお願いします！

ふぜいコール
TEL 0570-020156

- 受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日・年末年始はご利用いただけません）
- ※ お問い合わせいただく際には、自動車の「登録番号」や「車台番号（下4桁）」が必要となる場合がありますので、自動車検査証（車検証）又は自動車税納税通知書をご用意ください。
- ※ PHSやIP電話等でつながらない場合は06-6375-0604までお願いします。

インターネットで自動車税納税通知書等の送付先の変更ができます！

引越などで住所が変わったときは、インターネット（府税のホームページ「府税あらかると」<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>）で自動車税納税通知書等の送付先の変更手続きができます。住所変更の届出入力には、自動車の「登録番号」や「車台番号（下4桁）」が必要となりますので、自動車検査証（車検証）で確認してください。なお、自動車検査証の住所は、運輸支局で住所変更の登録手続きをしないと変更できません。

自動車税に関する？は大阪府自動車税テレフォンガイドへ！

住所変更や自動車の売却・下取りの場合などの手続き案内を行っています。自動音声案内は24時間ご利用いただけます。

TEL 06-6939-1387

自動車取得税（府税）

■納める人

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車（ロード・ローラー、ブルドーザーなど）と二輪車にはかかりません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■納める額

$$\text{自動車の取得価額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコンなど）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具などの付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合などは、通常取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合、免税となります。

排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす自動車を取得する場合、軽減措置が適用されます。（詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」 (<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>) 等をご覧ください。)

●税率

- ・ 営業用自動車・軽自動車……………3%
- ・ 自家用自動車……………5%

■納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。

自動車の登録についてのお問い合わせは運輸支局又は検査登録事務所まで

- ・ 近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058
- ・ 同支局なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059
- ・ 同支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060

オペレーター対応は開庁日の8:30から17:15まで。自動音声案内は24時間ご利用になれます。

※近畿運輸局のホームページもご利用ください。 <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

軽自動車税（市町村税）

■納める人

毎年4月1日に原動機付自転車、軽自動車などを所有している人

■納める額

軽自動車等の種類、用途、総排気量などによって税額が定められています。

【軽自動車税税額表（右表）】

種別		標準税率 (年額)	
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	
	総排気量50ccを超え90cc以下	1,200円	
	総排気量90ccを超え125cc以下	1,600円	
	ミニカー（3輪以上で一定のもの）	2,500円	
軽自動車	二輪（総排気量125ccを超え250cc以下） ※側車付を含む	2,400円	
	三輪		3,100円
	四輪以上	乗用	営業用 5,500円 自家用 7,200円
		貨物用	営業用 3,000円 自家用 4,000円
	二輪の小型自動車	総排気量250ccを超えるもの	4,000円

■納める方法

市町村から送付される納税通知書（納付書）により、各市町村の条例で定める納期（標準では4月）までに納めます。

自動車重量税（国税）

納める人

自動車検査証の交付等を受ける人及び車両番号の指定を受ける人

納める額

自動車の区分、車検有効期間、車両重量などによって税率が定められており、主なものは次のとおりです。

○自動車重量税の税率表

区 分	新車新規登録から 13年を経過しない 自動車		13年超		18年超		本則税率	
	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用		
自動車検査証 の有効期間が 3年のもの	① 乗用自動車（②、③を除く） 車両重量 0.5t 又はその端数ごとに	12,300 円	—	—	—	—	7,500 円	
	② 軽自動車	9,900 円	—	—	—	—	7,500 円	
	③ 二輪の小型自動車	5,700 円	4,500 円	—	—	—	4,500 円	
自動車検査証 の有効期間が 2年のもの	④ 乗用自動車（⑦、⑧を除く） 車両重量 1t 又はその端数ごとに	8,200 円	—	10,000 円	—	12,600 円	5,000 円	
	⑤ ④、⑥、⑦、⑧以外の自動車 車両総重量 1t 又はその端数ごとに	8,200 円	5,200 円	10,000 円	5,400 円	12,600 円	5,600 円	
	⑥ ⑦、⑧以外で 2.5t 以下の貨物自動車 車両総重量 1t 又はその端数ごとに	6,600 円	5,200 円	—	—	—	—	5,000 円
	⑦ 軽自動車	6,600 円	5,200 円	7,600 円	5,400 円	8,800 円	5,600 円	5,000 円
	⑧ 二輪の小型自動車	3,800 円	3,000 円	4,400 円	3,200 円	5,000 円	3,400 円	3,000 円
自動車検査証 の有効期間が 1年のもの	⑨ 乗用自動車（⑫、⑬を除く） 車両重量 0.5t 又はその端数ごとに	4,100 円	2,600 円	5,000 円	2,700 円	6,300 円	2,800 円	2,500 円
	⑩ ⑨、⑪、⑫、⑬以外の自動車 車両総重量 1t 又はその端数ごとに	4,100 円	2,600 円	5,000 円	2,700 円	6,300 円	2,800 円	2,500 円
	⑪ ⑫、⑬以外で 2.5t 以下の貨物自動車 車両総重量 1t 又はその端数ごとに	3,300 円	2,600 円	3,800 円	2,700 円	4,400 円	2,800 円	2,500 円
	⑫ 軽自動車	3,300 円	2,600 円	3,800 円	2,700 円	4,400 円	2,800 円	2,500 円
	⑬ 二輪の小型自動車	1,900 円	1,500 円	2,200 円	1,600 円	2,500 円	1,700 円	1,500 円
届出軽自動車	⑭ 二輪以外の軽自動車	9,900 円	7,800 円	—	—	—	—	7,500 円
	⑮ 二輪の軽自動車	4,900 円	4,100 円	—	—	—	—	4,000 円

（注1）燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車については、原則として本則税率が適用されます。

（注2）平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に最初に受ける新規車検又は継続車検等の場合、免税対象車については本則税率が免税され、75%減税対象車及び50%減税対象車については、本則税率に25/100又は50/100を乗じた額（百円未満の端数を切り捨てる）が税額となります。

納める方法

自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時まで、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼り付けて納付します。

軽油引取税（府税）

納める人

- 1 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う人
- 2 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した人
- 3 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の人
- 4 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した人
- 5 軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の人 など

納める額

1 キロリットル当たり……………（特例税率）32,100 円 （本則税率）15,000 円

原則として「特例税率」が適用されますが、揮発油の平均小売価格（注）が3か月連続して、1リットル当たり160円を超えることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「本則税率」が適用されず。

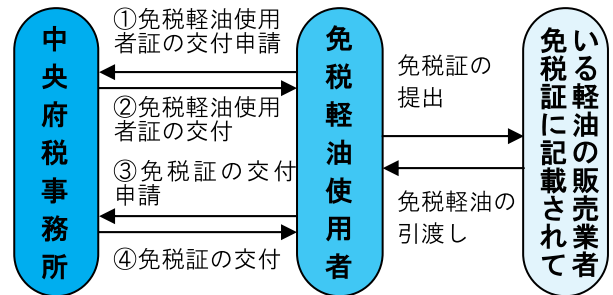
そして、その後、揮発油の平均小売価格が3か月連続して、1リットル当たり130円を下回るようになった場合には、財務大臣の告示を受け、「特例税率」の適用が再開されます。

なお、当該規定は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

（注）「揮発油の平均小売価格」とは、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）第1条に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売価格（消費税込）を合計し、それを当該都市の数で除して得た額をいいます。
なお、「小売物価統計調査」の結果は、総務省のホームページで閲覧できます。

また、次の用途に軽油を使用する場合で、免税証の交付を受けた場合に免税となります。

- (1) 石油化学製品を製造する事業者がエチレンなどの石油化学製品を製造するための原材料
- (2) 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- (3) 農業・林業用機械の動力源
- (4) 電気供給業・鉱物の掘採事業・とび土工事業等のための用途 など



（注）上記(2)～(4)の免税措置については平成27年3月31日までとなっています。

納める方法

上記1の人に課される税金は、特約業者や元売業者（特別徴収義務者）が軽油の代金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめて中央府税事務所に申告し、納めます。

上記2～4の人に課される税金は、その人が毎月末日までに前月分をとりまとめて中央府税事務所に申告し、納めます。

上記5の人に課される税金は、その人が軽油の輸入の時までに当該輸入分を中央府税事務所に申告し、納めます。

揮発油税・地方揮発油税（国税）

■納める人

製造場から揮発油を移出した揮発油の製造者又は保税地域から揮発油を引き取る人

■納める額

〔特例税率〕

- 揮発油税 : 1キロリットル当たり 48,600円
- 地方揮発油税 : 1キロリットル当たり 5,200円

〔本則税率〕

- 揮発油税 : 1キロリットル当たり 24,300円
- 地方揮発油税 : 1キロリットル当たり 4,400円

揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止等に伴う課税の取扱いについては前ページ軽油引取税の■納める額を参照してください。

石油ガス税（国税）

■納める人

自動車用の石油ガス容器への石油ガス充填者（課税石油ガスを保税地域から引き取る人）

■納める額

石油ガス1キログラム当たり17円50銭

